

三田市手数料条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第6条 省略 別表(第2条関係) (1)～(15) 省略 <u>(15)の2 個人番号通知カードの再交付手数料(個人番号通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。)</u> 1枚につき 500円 以下省略</p>	<p>第1条～第6条 省略 別表(第2条関係) (1)～(15) 省略 以下省略</p>

三田市印鑑条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第12条 省略 (印鑑登録証明書の交付申請等) 第13条 印鑑登録者が印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証を添えて市長に申請しなければならない。 2～3 省略 4 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者であって個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)の交付を受けている者が、第1項に規定する申請をしようとするときは、個人番号カードを職員に提示することをもって、印鑑登録証を添えることに代えることができる。この場合において、当該印鑑登録者が<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第33条第4項の規定による入力を行ったときは、市長は当該申請が適正であることを確認しなければならない。</u> 以下省略</p>	<p>第1条～第12条 省略 (印鑑登録証明書の交付申請等) 第13条 印鑑登録者が印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証を添えて市長に申請しなければならない。 2～3 省略 4 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者であって個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)の交付を受けている者が、第1項に規定する申請をしようとするときは、個人番号カードを職員に提示することをもって、印鑑登録証を添えることに代えることができる。この場合において、当該印鑑登録者が<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第33条第4項の規定による入力を行ったときは、市長は当該申請が適正であることを確認しなければならない。</u> 以下省略</p>